

令和 5 年 9 月 22 日

特定非営利活動法人 CWS Japan

活動計算書（令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで）

貸借対照表（令和 5 年 6 月 30 日現在）

計算書類の注記

財産目録（令和 5 年 6 月 30 日現在）

監査報告書

公認会計士今西浩之事務所（令和 5 年 9 月 22 日）

令和4年度 活動計算書
 令和4年7月1日～令和5年6月30日
 特定非営利活動法人 CWS Japan

(円)

科目	金額		
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
受取寄付金			
一般	28,470,153		
エキユメニカル防災・災害支援	32,799		
アフガニスタン支援	223,200		
パキスタン支援	7,901,400		
Technical Unit	4,861,800		
コミュニティカフェ運営	13,902	41,503,254	
受取助成金等			
受取民間助成金	130,933,291		
受取政府助成金	282,997,601	413,930,892	
その他収益			
受取利息	773		
雑収益	2,319,450	2,320,223	
経常収益合計			457,754,369
(2)経常費用			
事業費			
【人件費】			
給料手当	33,693,422		
通勤手当	635,780		
非居住者社保手当	374,400		
法定福利費	4,942,470		
福利厚生費	144,269		
【人件費計】	39,790,341		
【その他費用】			
謝金	8,729,418		
現地事業実施経費	254,388,212		
会議費	72,163		
旅費交通費	9,190,246		
負担金	100,000		
通信運搬費	777,494		
広告宣伝費	282,764		
消耗品費	43,259		
支援物資費	2,602		
支援金	644,020		
事務用品費	194,643		
教育研修費	35,000		
印刷製本費	5,870		
支払地代家賃	1,256,050		
賃借料	73,500		
保険料	3,246		
海外旅行傷害保険料	64,129		
支払会費	252,618		
委託費	120,408,085		
支払手数料	816,798		
外部監査報酬	5,842,009		
租税公課	51,300		
支払助成金	273,600		
為替差損	1,757,265		
【その他費用計】	405,264,291		
事業費計		445,054,632	

令和4年度 活動計算書
 令和4年7月1日～令和5年6月30日
 特定非営利活動法人 CWS Japan

(円)

科目	金額		
管理費			
【人件費】			
給料手当	3,903,106		
通勤手当	105,840		
法定福利費	150,377		
福利厚生費	78,875		
【人件費計】	4,238,198		
【その他費用】			
会議費	88,461		
旅費交通費	1,212,621		
通信運搬費	423,384		
広告宣伝費	15,287		
事務用品費	346,035		
教育研修費	16,200		
印刷製本費	580		
支払地代家賃	106,010		
保険料	184,378		
支払会費	111,600		
委託費	1,306,636		
支払手数料	685,921		
外部監査報酬	715,000		
租税公課	4,300		
【その他費用計】	5,216,413		
管理費計		9,454,611	
経常費用計			454,509,243
当期経常増減額			3,245,126
2.経常外増減の部			
(1)経常外収益			
経常外収益合計			0
(2)経常外費用			
経常外費用合計			0
税引前当期正味財産増減額			3,245,126
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			3,245,126
前期繰越正味財産額			28,004,136
次期繰越正味財産額			31,249,262

令和4年度 貸借対照表
 令和5年6月30日現在
 特定非営利活動法人 CWS Japan

(円)

科 目	金 額		
資産の部			
流動資産			
普通預金	179,172,645		
未収金	7,831,873		
前払費用	403,845		
仮払金	187,136,245		
立替金	1,085,591		
流動資産合計		375,630,199	
固定資産			
敷金	256,365		
固定資産合計		256,365	
資産合計			375,886,564
負債の部			
流動負債			
未払金	35,522,503		
前受金	307,108,598		
預り金	2,006,201		
流動負債合計		344,637,302	
負債合計			344,637,302
正味財産の部			
正味財産		31,249,262	
正味財産合計			31,249,262
負債及び正味財産合計			375,886,564

令和4年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人 CWS Japan

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位：円)

科目	緊急支援事業	開発支援事業	NPOの能力強化 支援事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益						
1 受取寄付金	17,157,399	14,940,668	0	32,098,067	9,405,187	41,503,254
2 受取助成金等	230,394,542	183,536,350	0	413,930,892	0	413,930,892
3 その他収益						
受取利息	12	616	0	628	145	773
雑収益	533,457	819,543	669,060	2,022,060	297,390	2,319,450
経常収益計	248,085,410	199,297,177	669,060	448,051,647	9,702,722	457,754,369
II 経常費用						
(1) 人件費						
給料手当	16,225,431	17,163,069	304,922	33,693,422	3,903,106	37,596,528
通勤手当	496,934	138,846	0	635,780	105,840	741,620
非居住者社保手当	300,594	73,806	0	374,400	0	374,400
法定福利費	4,327,743	602,979	11,748	4,942,470	150,377	5,092,847
福利厚生費	127,710	16,559	0	144,269	78,875	223,144
人件費計	21,478,412	17,995,259	316,670	39,790,341	4,238,198	44,028,539
(2) その他経費						
謝金	1,233,990	7,495,428	0	8,729,418	0	8,729,418
現地事業実施経費	202,202,729	52,185,483	0	254,388,212	0	254,388,212
会議費	40,854	31,309	0	72,163	88,461	160,624
旅費交通費	2,415,327	6,771,773	3,146	9,190,246	1,212,621	10,402,867
負担金	100,000	0	0	100,000	0	100,000
通信運搬費	342,798	434,336	360	777,494	423,384	1,200,878
広告宣伝費	191,787	90,977	0	282,764	15,287	298,051
消耗品費	0	43,259	0	43,259	0	43,259
支援物資費	0	2,602	0	2,602	0	2,602
支援金	38,296	605,724	0	644,020	0	644,020
事務用品費	42,153	152,490	0	194,643	346,035	540,678
教育研修費	5,000	30,000	0	35,000	16,200	51,200
印刷製本費	900	4,970	0	5,870	580	6,450
支払地代家賃	781,609	466,159	8,282	1,256,050	106,010	1,362,060
賃借料	0	73,500	0	73,500	0	73,500
保険料	1,980	1,266	0	3,246	184,378	187,624
海外旅行傷害保険料	11,930	52,199	0	64,129	0	64,129
支払会費	160,918	25,000	66,700	252,618	111,600	364,218
委託費	13,398,865	107,009,220	0	120,408,085	1,306,636	121,714,721
支払手数料	198,721	617,417	660	816,798	685,921	1,502,719
外部監査報酬	3,690,100	2,151,909	0	5,842,009	715,000	6,557,009
租税公課	32,200	19,100	0	51,300	4,300	55,600
支払助成金	273,600	0	0	273,600	0	273,600
為替差損	20,608	1,736,657	0	1,757,265	0	1,757,265
その他経費計	225,184,365	180,000,778	79,148	405,264,291	5,216,413	410,480,704
経常費用計	246,662,777	197,996,037	395,818	445,054,632	9,454,611	454,509,243
当期経常増減額	1,422,633	1,301,140	273,242	2,997,015	248,111	3,245,126

3. 使途等が制約された寄付等の内訳

使途等が制約された寄付金等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は31,249,262円ですが、そのうち2,569,558円はアフガニスタン支援、R&D防災メソッド事業、パキスタン支援、Technical Unit事業、コミュニティカフェ事業に使用される財産です。したがって、使途が制約されていない正味財産は28,679,704円です。

(単位:円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
指定寄付	8,171,546	13,000,302	18,602,290	2,569,558	
HIF・ADRRN東京イノベーションハブ(ATIH) (第2フェーズ)事業	0	4,370,490	4,370,490	0	当期に交付を受けた4,370,490円的全額を当期に収益計上しています。
ELRHA・CLIP事業	0	107,605,784	107,605,784	0	前期に前受金として貸借対照表に計上した6,762,370円と、当期に交付を受けた105,681,377円のうち、4,837,963円は前受金として貸借対照表に計上しています。
JPF・フィリピン台風ライ支援事業	0	17,428,100	17,428,100	0	前期に前受金として貸借対照表に計上した17,558,254円のうち、次期に返還予定の130,154円を差し引いた金額を、当期に収益計上しています。
赤い羽根・公的支援にアクセスしにくい難民・移民のための伴走支援事業	0	1,187,254	1,187,254	0	当期に交付を受けた1,260,000円のうち、72,746円は前受金として貸借対照表に計上しています。
ブリヂストン・難民・移民・市民が出会い・つながるコミュニティカフェ事業	0	341,663	341,663	0	当期に交付を受けた999,880円のうち、658,217円は前受金として貸借対照表に計上しています。
外務省・日本NGO連携無償資金協力 ベトナム災害レジリエンス向上(2年次)事業	0	10,850,543	10,850,543	0	前期に前受金として貸借対照表に計上した14,066,222円のうち、次期に返還予定の3,215,679円を差し引いた金額を、当期に収益計上しています。
外務省・日本NGO連携無償資金協力 パキスタン防災力向上(3年次)事業	0	45,690,221	45,690,221	0	前期に前受金として貸借対照表に計上した47,409,272円のうち、次期に返還予定の1,719,051円を差し引いた金額を、当期に収益計上しています。
JPF・アフガニスタンIDP・帰還民支援1事業	0	63,962,467	63,962,467	0	前期に前受金として貸借対照表に計上した63,962,467円的全額を、当期に収益計上しています。
JPF・アフガニスタン越冬支援事業	0	33,134,865	33,134,865	0	前期に前受金として貸借対照表に計上した33,998,467円のうち、次期に返還予定の863,602円を差し引いた金額を、当期に収益計上しています。
外務省・日本NGO連携無償資金協力 アフガニスタン防災力向上 第2フェーズ(2年次)事業	0	4,935,206	4,935,206	0	前期に前受金として貸借対照表に計上した56,590,339円のうち、当期に使用した4,935,206円を差し引いた51,655,133円を前受金として貸借対照表に計上しています。
外務省・日本NGO連携無償資金協力 ベトナム災害レジリエンス向上(3年次)事業	0	8,985,189	8,985,189	0	前期に前受金として貸借対照表に計上した28,094,248円から、当期に使用した8,985,189円を差し引いた19,109,059円を前受金として貸借対照表に計上しています。
JPF・ミャンマーIDP・タイ避難民事業	0	29,886,525	29,886,525	0	当期に交付を受けた29,992,592円のうち、次期に返還予定の106,067円を差し引いた金額を、当期に収益計上しています。
JPF・アフガニスタン食糧支援1事業	0	43,182,816	43,182,816	0	当期に交付を受けた43,333,333円のうち、次期に返還予定の150,517円を差し引いた金額を、当期に収益計上しています。
JPF・アフガニスタンIDP・帰還民支援2事業	0	4,019,812	4,019,812	0	当期に交付を受けた68,388,745円のうち、64,368,933円は前受金として貸借対照表に計上しています。
JPF・パキスタン洪水1事業	0	33,694,953	33,694,953	0	当期に交付を受けた40,000,000円のうち、次期に返還予定の6,305,047円を差し引いた金額を、当期に収益計上しています。
JPF・アフガニスタン東部地震事業	0	1,469,108	1,469,108	0	当期に交付を受けた30,000,000円のうち、28,530,892円は前受金として貸借対照表に計上しています。

(単位:円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
JPF・パキスタン洪水2 事業	0	3,444,918	3,444,918	0	当期に交付を受けた30,000,000円のうち、26,555,082円は前受金として貸借対照表に計上しています。
JPF・アフガニスタン食糧支援2 事業	0	170,978	170,978	0	当期に交付を受けた31,163,786円のうち、30,992,808円は前受金として貸借対照表に計上しています。
外務省・日本NGO連携無償資金協力 アフガニスタン防災力向上 第2フェーズ(3年次) 事業	0	515,500	515,500	0	当期に交付を受けた80,843,265円のうち、80,327,765円は前受金として貸借対照表に計上しています。
エキュメニカル防災・災害支援事業 寄付金	0	32,799	32,799	0	前期に前受金として貸借対照表に計上した32,799円の全額を、当期に収益計上しています。
合計	8,171,546	427,909,493	433,511,481	2,569,558	

4. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
投資その他の資産 敷金	256,365	-	-	256,365	-	256,365
合計	256,365	-	-	256,365	-	256,365

5. その他特定非営利活動法人の資産、負債、及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当、法定福利費、支払地代家賃については従事時間割合に基づき按分しています。

令和4年度 財産目録
 令和5年6月30日現在
 特定非営利活動法人 CWS Japan

(円)

科 目	金 額	
資産の部		
流動資産		
普通預金		
三菱UFJ銀行 神田支店(918)	431,533	
三菱UFJ銀行 神田支店(966)	10,668,954	
三菱UFJ銀行 神田支店(767)	2,021,228	
三菱UFJ銀行 神田支店(USD543)	9,649,962	
三菱UFJ銀行 神田支店(754)	11,020,824	
三菱UFJ銀行 神田支店(765)	6,792,052	
三菱UFJ銀行 神田支店(944)	8,434,620	
三菱UFJ銀行 神田支店(959)	1,548,203	
三菱UFJ銀行 神田支店(800)	7,958,383	
三菱UFJ銀行 神田支店(813)	2,469,739	
三菱UFJ銀行 神田支店(871)	869,200	
三菱UFJ銀行 神田支店(304)	8,365,420	
三菱UFJ銀行 神田支店(429)	455	
三菱UFJ銀行 神田支店(489)	5,710,771	
三菱UFJ銀行 神田支店(385)	3,510,646	
三菱UFJ銀行 神田支店(986)	80,843,265	
三菱UFJ銀行 神田支店(595)	14,463,577	
三菱UFJ銀行 神田支店(581)	4,097,918	
ゆうちょ銀行 早稲田通支店(854)	315,895	
普通預金計	179,172,645	
未収金		
アフガニスタン帰還民支援3事業 現地資金	521	
パキスタン防災1年次事業 現地資金	138,900	
アフガニスタン干ばつ2事業 現地資金	2,507,892	
アフガニスタン新型コロナ事業 現地資金	1,237,345	
パキスタン防災2年次事業 現地資金	1,404,754	
アフガニスタン事業 現地資金	287,805	
パキスタン洪水1事業 現地資金	2,110,892	
ミャンマーIDP事業 現地資金	62,664	
アフガニスタン防災事業 航空運賃等	81,100	
未収金計	7,831,873	
前払費用		
事務所家賃	126,005	
労働保険料	27,619	
ホームページ/メール/WEBサービス費用/電話	50,421	
社会保険・労働保険事務委託 会費・手数料	85,000	
移住連会費	9,000	
セイエン 認定NPO法人振興会 会費	29,700	
ATIH事業費	1,100	
JPF NGOユニット会費	75,000	
前払費用計	403,845	
仮払金		
アフガニスタン防災Phase2 2年次事業 現地送金額	43,617,971	
ベトナム災害3年次事業 現地送金額	15,233,420	
アフガニスタンIDP・帰還民2事業 現地送金額	53,734,191	
アフガニスタン東部地震事業 現地送金額	24,274,092	
パキスタン洪水2事業 現地送金額	25,899,082	
アフガニスタン食糧支援2事業 現地送金額	24,356,556	
団体リーフレット費用	20,933	
仮払金計	187,136,245	
立替金		
ELRHA (YEU)	1,085,591	
立替金計	1,085,591	
流動資産合計		375,630,199
固定資産		
敷金 日本キリスト教会館	256,365	
固定資産合計		256,365
資産合計		375,886,564

令和4年度 財産目録
 令和5年6月30日現在
 特定非営利活動法人 CWS Japan

(円)

科 目	金 額	
負債の部		
流動負債		
未払金		
社会保険料	508,522	
給与・謝金	17,800	
スタッフ立替経費	937,497	
アフガニスタン干ばつ1事業 現地追加送金	38,155	
パキスタン害虫2事業 返還助成金	198,396	
セロージャ事業 返還助成金/現地追加送金	2,313,530	
パキスタン防災3年次事業 返還助成金/現地追加送金	8,076,247	
パキスタン洪水1事業 監査報酬/返還助成金	6,635,047	
アフガニスタンIDP・帰還民1事業 現地追加送金	6,089,155	
アフガニスタン越冬支援事業 返還助成金/現地追加送金	3,475,873	
ミャンマーIDP事業 監査報酬/返還助成金	436,067	
アフガニスタン食糧支援1事業 監査報酬/返還助成金/現地追加	4,208,366	
フィリピン台風ライ事業 返還助成金/現地追加送金	1,686,597	
アフガニスタンIDP・帰還民2事業 現地追加送金	187,104	
通信/サーバー/WEBサービス費用	63,163	
アフガニスタン防災Phase2 3年次事業費	2,500	
CLIP事業費	302,602	
アフガニスタン東部地震事業費	200,000	
広報・ファンドレイジング費用	90,882	
教育研修費用	7,000	
赤い羽根事業費	10,000	
NCC負担金	25,000	
保険料	13,000	
未払金計	35,522,503	
前受金		
CLIP事業 助成金	4,837,963	
ベトナム災害3年次事業 助成金	19,109,059	
アフガニスタン防災Phase2 2年次事業 助成金	51,655,133	
赤い羽根事業 助成金	72,746	
ブリヂストン事業 助成金	658,217	
パキスタン洪水2事業 助成金	26,555,082	
アフガニスタン食糧支援2事業 助成金	30,992,808	
アフガニスタン東部地震事業 助成金	28,530,892	
アフガニスタンIDP・帰還民2事業 助成金	64,368,933	
アフガニスタン防災Phase2 3年次事業 助成金	80,327,765	
前受金計	307,108,598	
預り金		
源泉所得税	1,362,383	
社会保険料	496,930	
雇用保険料	21,188	
住民税	125,700	
預り金計	2,006,201	
流動負債合計		344,637,302
負債合計		344,637,302
正味財産		31,249,262

独立監査人の監査報告書

令和5年9月22日

特定非営利活動法人 CWS Japan

理事長 ショウ ラジブ 殿

公認会計士 今西浩之事務所

東京都港区

公認会計士 今西浩之

<財務諸表等監査>

監査意見

私は、特定非営利活動法人CWS Japanの令和4年7月1日から令和5年6月30日までの令和4年度の貸借対照表、活動計算書及び計算書類の注記（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表等及びその監査報告書以外の情報である。

私は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

私は、特定非営利活動法人 CWS J a p a n の令和 5 年 6 月 30 日現在の令和 4 年度の財産目録について監査を行った。

私は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準に準拠して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準に準拠して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

特定非営利活動法人 CWS J a p a n と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上